

建設業退職金共済契約申込書記入例

下記を参考に太枠内を全てご記入ください。

様式 第 001号 K5 ダウンロード専用用紙		建設業退職金共済契約申込書		
建設業退職金共済事業本部 殿				
契約申込日 令和 01年 05月 01日				
① 申請者 住所 〒 170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 フリガナ ケンセツコウギョウ 名称 建設工業株式会社 代表者フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク ケンセツ タロウ 役職 代表取締役 氏名 建設太郎 (印)	ご担当部署 総務課 役職・氏名 総務課長 植木一夫 電話番号 03(6731)2849 FAX番号 03(6731)2895		代表取締役印、個人企業の場合は、代表者印を押印してください。	
	建設業の許可 該当する項目に「レ」 <input checked="" type="checkbox"/> 1. 大臣 <input type="checkbox"/> 2. 知事 <input type="checkbox"/> 3. その他 許可番号 1 2 3 4 5 6 7 7桁以上の場合、下にご記入ください			建設業許可業種区分 例 大工工事 03 2 8
	資本金額又は出資金額 億 千万 2 8 8 百万円			② 事業の具体的内容 決算日及び中期決算日 03月 31日 全従業員数 050 人 常雇 035 人 既手帳所持者 005 人 今回申込数 007 人 自社退職金制度 <input type="checkbox"/> 有り <input checked="" type="checkbox"/> なし (中退共制度を除く)
	百万円単位でご記入ください。			
③ 退職金共済 ご加入済みの退職金共済制度の欄に共済契約者番号をご記入ください。 中退共 2222234 清退共 林退共				
④ 契約締結について従業員の意見 記入例 ⇒ 「賛成である」等の具体的な意見をご記入ください。 良い制度である 従業員代表者 (姓) 土木 次郎 (名)		⑤ 被共済者とならない者の範囲届 建退共、中退共、清退共、林退共の既加入者を被共済者として届け出ます。 上記以外の者を被共済者とならない者の範囲とする場合は、記入例に記載されている項目の中から選んで番号をご記入ください。 1		
⑥ 制度に加入した動機 <input checked="" type="checkbox"/> 発注者からの指導 <input type="checkbox"/> 元請からの指導 <input type="checkbox"/> 制度説明会 テレビ、ラジオ、新聞、機関紙 <input type="checkbox"/> HP、パンフレット、チラシ、ダイレクトメール等		⑦ 反社会的勢力排除に関する同意 私は機構の反社会的勢力排除に関して、約款及び反社会的勢力対応規程を確認するとともに、下記事項について同意のうえ共済契約を申込みます。 (i) 共済契約の締結に当っては、現在及び将来にわたり反社会的勢力に該当しないこと、暴力的な要求行為等を行わないことを確約すること。 (ii) 上記(i)の確約にもかかわらず、その後、共済契約者が反社会的勢力であることが判明したとき又は暴力的な要求行為等をしたとき、機構は無催告で退職金共済契約を解除すること。 (iii) 上記(ii)により退職金共済契約が解除された場合は、共済証紙の買戻しを申し出ることができないこと。 同意する場合には、「 <input checked="" type="checkbox"/> 同意する」にレ点をご記入ください。 (同意いただけない場合は共済契約の申込みができません)		

- 「建設工事区分一覧」
 (事業の主たる工事区分を下記から1つ選びご記入ください。)
- | | | |
|--------------------|--------------|------------|
| 1. 土木一式工事 | 11. 鋼構造物工事 | 21. 熱絶縁工事 |
| 2. 建築一式工事 | 12. 鉄筋工事 | 22. 電気通信工事 |
| 3. 大工工事 | 13. 舗装工事 | 23. 造園工事 |
| 4. 左官工事 | 14. しゅんせつ工事 | 24. さく井工事 |
| 5. とび・土工・コンクリート工事 | 15. 板金工事 | 25. 建具工事 |
| 6. 石工事 | 16. ガラス工事 | 26. 水道施設工事 |
| 7. 屋根工事 | 17. 塗装工事 | 27. 消防施設工事 |
| 8. 電気工事 | 18. 防水工事 | 28. 清掃施設工事 |
| 9. 管工事 | 19. 内装仕上工事 | 29. 解体工事 |
| 10. タイル・れんが・ブロック工事 | 20. 機械器具設置工事 | |

- ☆被共済者とならない者の範囲
- 被共済者となることの告知(中退法第49条)に対し、被共済者となることに反対の意思を表明した者。
 - 所定労働時間の短い者。
 - 近い将来建設業以外で働くことが明らかな者、又は無職となることが明らかな者。
 - 建退共・中退共・清退共・林退共制度から不正な方法で退職金を受け、又は受け取ろうとした日から1年を経過していない者。

(注意)

- 本契約申込書は、本社・本店から事業所所在地の建退共支部に提出してください。各支店・出張所ごとに提出する必要はありません。
- 本書に「建設業退職金共済手帳申込書」(様式第002号)を添付のうえ提出してください。
 なお、添付できない場合は、「手帳申込をしない理由書」(様式第003号)を添付してください。
- 住所等が変更となった場合は、必ず「共済契約者住所・名称(代表者)変更届」(様式012号)を建退共支部に提出してください。